

## 微生物農薬の評価について（案）

### 1 序文

微生物農薬（病害虫の防除のために利用されるウイルス、細菌、菌類、原生生物又は線虫（共生細菌のようなものを活性成分にもつものに限る。）（以下「微生物」という。）を生きた状態で含有する製剤をいう。）について、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項第8号あるいは第9号に基づく生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準値の設定の要否については、以下のとおり評価することとする。

### 2 生活環境動植物に係る評価について

#### (1) 水域の生活環境動植物について

「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」（令和〇年〇月〇日付け（番号）農林水産省消費・安全局長通知）（以下「微生物農薬ガイドライン」という。）に基づき提出された、淡水魚、淡水無脊椎動物及び藻類（水田で使用する場）に係る試験成績その他の資料に基づき、以下の観点から、微生物（微生物農薬に含まれる混入微生物を含む。以下「微生物等」という。）について、水域の生活環境動植物に係る登録基準値の設定を行う必要がないか評価する。

- ①水域の生活環境動植物に暴露するおそれがないと考えられるか
- ②水域の生活環境動植物に毒性等がないと考えられるか
- ③水域の生活環境動植物に毒性等が認められる場合には、暴露を回避するための適切なリスク管理措置が講じられていると考えられるか

#### (2) 鳥類について

微生物農薬ガイドラインに基づき提出された鳥類に係る試験成績その他の資料に基づき、以下の観点から、微生物等について、鳥類に係る登録基準値の設定を行う必要がないかについて評価する。

- ①鳥類に暴露するおそれがないと考えられるか
- ②鳥類に毒性等がないと考えられるか
- ③鳥類に毒性等が認められる場合には、暴露を回避するための適切なリスク管理措置が講じられていると考えられるか

#### (3) 野生ハナバチ類について

農林水産省の農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会における、蜜蜂に対する評価を踏まえて、法第4条第1項第8号への該当について検討し、野生ハナバチ類に係る登録基準値の設定を行う必要がないかについて評価する。

### 3 水質汚濁に係る評価について

農林水産省の農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会における人畜に対する影響に関する評価を踏まえて、以下の観点から、水質汚濁に係る登録基準値の設定を行う必要がないかについて評価する。

①人に暴露するおそれがないと考えられるか

②人に毒性等がないと考えられるか(当該微生物の産生する二次代謝物等によるものも含む。)

なお、人への毒性等が認められる場合には、暴露を回避するための適切なリスク管理措置を講じることの実行可能性も含め、個別に検討することとする。